

平成28年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名：少子政策課

担当名：手当・ひとり親家庭支援担当

内線：3337

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B66	ひとり親家庭福祉推進事業費			一般会計	民生費	児童福祉費	母子福祉費	ひとり親家庭福祉推進事業費	
事業期間	昭和48年度～	根拠法令	母子及び父子並びに寡婦福祉法第3条(義務)			戦略項目	01 子育ての安心		
					分野施策	010101 子育て支援の充実			
1 事業概要 ひとり親家庭等の福祉向上を図るための事業を実施する。 (1) 母子・父子家庭等自立支援給付金支給事業 △66,748千円 (8) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 △2,250千円 (10) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金事業 △471,395千円				5 事業説明 (1) 事業内容 ア 母子・父子家庭等自立支援給付金支給事業 34,552千円 (ア) 自立支援教育訓練給付金(200千円) ※町村在住者対象 指定した講座を受講したひとり親家庭の母又は父に、受講料の6割相当額(限度額200千円)を支給する。 (イ) 高等職業訓練促進給付金等事業(34,352千円) ※町村在住者対象 ひとり親家庭の母又は父の技能訓練受講中の生活の安定を図るため、1年以上の養成機関で修業する場合に、「高等職業訓練促進給付金」「高等職業訓練修了支援給付金」(課程を修了した場合)を支給する。 イ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 300千円 高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講し、修了した際に「修了時支援金」、修了から1年以内に試験に合格した際に「合格時支援金」を支給する。(合わせて上限150千円) ウ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金事業(新規) 570,525千円 高等職業訓練促進給付金支給者に、入学準備金(50万円)と就職準備金(20万円)を貸し付ける。 (2) 補正予算の概要 ア 母子・父子家庭等自立支援給付金支給事業 △66,748千円 (ア) 受給者数が見込みを下回ったことによる減額。 (イ) 受給者数が見込みを下回ったこと及び課税世帯が見込みを上回ったことによる減額。 イ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 △2,250千円 (ア) 受給者数が見込みを下回ったことによる減額。 ウ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金事業 △471,395千円 (ア) 国からの交付決定額が大きく見込みを下回ったことによる減額。					
2 事業主体及び負担区分 (1) (国3/4・県1/4) (8) (国3/4・県1/4) (10) (国9/10・県1/10)									
3 地方財政措置の状況 (3) 普通交付税 (区分) 社会福祉費 (細目) 児童福祉費 (細節) 児童措置費 (積算内容) 母子生活支援施設									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.3人=2,850千円									
予算額		財 源 内 訳						一般財源	補正後の 予算額
決定額	△540,393	国庫支出金	△510,928	諸収入				△29,465	667,227
現計額	1,207,620		1,114,451		1,568			91,601	